

食品に含まれる放射性セシウムの新基準値に関する意見書

厚生労働省は、昨年末、食品中の放射性物質の新たな基準値を公表し、2012年4月より適用するとした。

新たな基準値では、食品から受ける放射性セシウムの許容線量を年間1ミリシーベルトに見直し、原発事故後、国が定めた暫定規制値の年間5ミリシーベルトより低い基準にしたとしている。また、食品中の放射性セシウムに係る基準値については、食品を4つの区分に分類し、1キログラムあたり「飲料水」10ベクレル、「牛乳」50ベクレル、「乳児用食品」50ベクレル、「一般食品」100ベクレルと定めている。

チェルノブイリ原発事故で多大な被害を受けたウクライナの場合、乳幼児食品は40ベクレルであり、また、ドイツ放射線防護協会による提言では、乳児、子ども、青少年に対しては、すべて4ベクレルとすることを推奨している。

子どもは放射線への感受性が高く、大人の4～10倍とも言われている。乳幼児や子ども、妊娠中の女性などへの食品による内部被ばくの危険性を極力抑えるため、基準値は限りなくゼロに近づけるべきである。

よって、政府においては、内部被ばくから子どもを守るため、食品に含まれる放射性セシウムの新基準値を早急に再検討することを強く求めるとともに、基準値の見直しにより、生産物が出荷停止となる事態に追い込まれる生産者が増えることも想定されることから、検査体制の確立と被害を受けた生産者への保障や支援策等を早急に整備することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）3月28日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党、市民ネットワーク北海道  
及びみんなの党所属議員全員